

1 山口県の交通事故発生状況（令和7年4月30日現在）

区 分	発 生 件 数	死 者 数	負 傷 者 数	物 損 事 故 件 数
令 和 7 年	737	10	880	12,044
令 和 6 年	681	13	799	11,820
増 減 数	56	-3	81	224

※令和7年中の発生件数、負傷者数、物損事故件数は概数

2 交通死亡事故の特徴 ～10件10人

年 齢 層 別	高齢者死者が7人（-4人）【全死者の70.0%（-14.6P）】
道 路 形 状 別	交差点における事故が5人（+2人）【全死者の50.0%（+26.9P）】
昼 夜 別	夜間における死者が5人（-1人）【全死者の50.0%（+3.8P）】
事 故 類 型 別	人対車両・横断中が2人（-3人）【全死者の20.0%（-18.5P）】
ドライバー年齢層別	運転手が65歳以上の事故が5人（-2人）【全死者の50.0%（-3.8P）】

※ドライバー事故：第1当事者が原付以上の車両の運転により起きた事故

※（）内は前年比

3 『自転車運転者講習』制度をご存知ですか？

5月は自転車月間です！

『自転車運転者講習』制度の法律が施行されて以降、本年に入り、県内で初めて2名の方が受講しています。

自転車利用時は、交通ルールを守り、安全運転をお願いします。



『自転車運転者講習制度』

自転車乗車中に、信号無視等の危険行為（16の危険行為）を行い交通違反による取締り又は交通事故を3年以内に2回以上繰り返すと講習を受ける対象となり、公安委員会の受講命令が出されます。

講習場所：山口県交通安全学習館 講習時間：3時間（受講料 6,150 円）

公安委員会の受講命令に従わないと…5万円以下の罰金

指定場所一時不停止

酒気帯び運転等

追加

携帯電話使用等

追加

その他の危険行為

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路徐行違反
- 通行区分違反
- 軽車両の路側帯通行違反
- 遮断踏切立入り

- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点の安全進行義務違反
- 歩道通行違反
- 制動装置（ブレーキ）等違反
- 安全運転義務違反

16 行為